

資料3

# 国の動向等について

～新たな総合的なガイドラインの説明等～



令和8年2月  
学校教育推進課・スポーツ推進課

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

## 国からの説明資料(基本的な考え方)

### 部活動改革の理念及び基本的な考え方

- 急激な少子化の進展の中にあっても、**子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を確保**することが改革の主目的〔**体験格差の解消**〕
- これは、部活動を学校から地域に切り出すのではなく、**学校で行われてきた部活動を、学校を含めた地域全体で支え、生徒の豊かな活動機会を保障**すること
- **市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し**ていくことが重要

### 部活動改革に関する新たなガイドラインの策定までの経緯

- **令和6年8月～**  
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」における議論
- **令和6年12月18日** 実行会議の中間とりまとめを公表
- **令和6年12月18日～令和7年1月31日** 関係団体への書面ヒアリング
- **令和7年5月16日** 実行会議の最終とりまとめを公表
- **令和7年6月～**  
「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」における議論
- **令和7年10月30日** 新たなガイドラインの骨子を公表
- **令和7年10月30日～11月13日** 新たなガイドラインに関する意見募集を実施
- **令和7年12月22日** 新たなガイドラインの本文を公表

なる  
木へ。  
茨木には、次がある。

### 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要(趣旨・全体構成)

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**  
※公立中学校等が主な対象 (IV 学校部活動の在り方については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象)

<p><b>I 部活動改革の基本的な考え方・方向性</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改革の理念</li> <li>2 取組の類型・名称(地域展開・地域連携)</li> <li>3 改革の方向性             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本的方針</li> <li>(2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)</li> <li>(3) 留意事項</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>IV 学校部活動の在り方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な運営のための体制整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学級活動に関する方針の確定等</li> <li>(2) 指導・運営に係る体制の構築</li> </ol> </li> <li>2 適切な指導及び安全・安心の確保             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶</li> <li>(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進</li> <li>(3) 競技ごとの指導・手引きの普及・活用</li> <li>(4) 適切な活動時間・休業日等の設定</li> </ol> </li> <li>3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</li> </ol>
<p><b>II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域クラブ活動の在り方             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 趣旨</li> <li>(2) 想定される認定の効果</li> <li>(3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続等)</li> <li>(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>V 大会・コンクールの在り方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の大会等の参加機会の確保</li> <li>2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大会等への参加の引率</li> <li>(2) 大会等の運営への従事</li> </ol> </li> <li>3 生徒の大会等の安全確保</li> <li>4 全国大会をはじめとする大会等の在り方</li> </ol>
<p><b>III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体における体制整備</li> <li>(2) 国・都府県庁・市民団等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担</li> <li>(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒の所属する中学校等の連携</li> <li>(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携</li> </ol> </li> <li>2 各種課題への対応             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運営団体・実施主体の整備等</li> <li>(2) 指導者の確保・育成</li> <li>(3) 活動場所の確保</li> <li>(4) 活動場所への移動手段の確保</li> <li>(5) 生徒の安全・安心の確保</li> <li>(6) 障害のある生徒の活動機会の確保</li> </ol> </li> <li>3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等</li> </ol>	<p><b>VI 関連する制度の在り方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教師等の専任兼業</li> <li>2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等</li> <li>3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い</li> </ol>
<p><b>別冊資料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域クラブ活動に関する認定制度(指導者登録制度を含む。)</li> <li>② 部活動の地域展開等に関する参考資料</li> </ol>	

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）	
改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実</li> <li>● 障害のある生徒や活動・文化芸術活動が苦手な生徒を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備</li> <li>● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出</li> </ul>
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） → [中間評価] → 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合は、当面、部活動指導員の配置等を推進） 平日 各種課題を解決しつつ、要する改革を推進（各市区町村において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動がベースとした地域の連携など、地域の実情等に合わせた多様な改革を進めていくことが重要 縦断力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や職の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築
認定制度	【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）、大会・コンクールの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内）/ 休業日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低質な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のコーディネート / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※各項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのプレゼンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒クラブ運営者への研修（生活向上の話し合いなど）
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置と合同活動の実施、勤務時間管理、業務改善等）</li> <li>● 適切な指導と安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止、事業実施上のリスクを事前に把握し、適度な調整等の防止など）</li> <li>● 適切な活動時間・休業日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</li> </ul>
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参加促進等）</li> <li>● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）</li> </ul>
関係者等	従事を希望する教師等の専任業務の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要																	
認定スキーム	● 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施 ● 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定 認定後も、市区町村等の適切に指導助長等を実施 申請 → 認定 地域クラブ活動を行う団体 → 市区町村等																
認定要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①活動の目的・理念</td> <td>・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）</td> </tr> <tr> <td>②活動時間・休業日</td> <td>・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休業日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休業日に設定）</td> </tr> <tr> <td>③参加費等</td> <td>・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低質な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）</td> </tr> <tr> <td>④指導体制</td> <td>・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）</td> </tr> <tr> <td>⑤安全確保</td> <td>・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）</td> </tr> <tr> <td>⑥運営体制</td> <td>・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営</td> </tr> <tr> <td>⑦学校等との連携</td> <td>・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有</td> </tr> </tbody> </table> ※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度未まで）	事項	主な内容	①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）	②活動時間・休業日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休業日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休業日に設定）	③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低質な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）	④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）	⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）	⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営	⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有
事項	主な内容																
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）																
②活動時間・休業日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休業日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休業日に設定）																
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低質な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）																
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）																
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）																
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営																
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有																
想定される認定の効果（メリット）	① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供 ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等） ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の専任業務 ● 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加																

「改革実行期間」（R8～R13）における部活動改革の方向性（全体像）						
	「改革実行期間」（R8～R13）					
	前期		中間評価	後期		
	R8	R9		R10	R11	R12
休日	部活動の地域展開等の全国実施 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す（できるだけ前倒しての実現を目指すことが望ましい） ※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進					
平日	現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手		国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を実施			中間評価段階で策定された取組方針に基づき、更なる改革を推進
	地方公共団体において地域の実情等に合わせた取組を実施		国において、改めて取組方針を策定			次なる「次木」へ。 <small>成長木、実り木。</small>

後期には平日の地域展開についても検討の必要性が示される!!

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担					
<b>【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】</b> <b>「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体</b> ※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。					
<b>運営団体・実施主体の体制等によって役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要。</b> (例) パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合 パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合 ※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定					
	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・リスク管理等の研修実施 ・収支計画の作成、会計、税務処理、労務管理 ・関係団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事	運営団体    実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
<活動実施に向けた準備>	・活動計画の作成 ・活動スケジュールの調整（日時、場所、指導者） ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 ・学校との連携・情報共有 ・入会手続、会費徴収		実施主体	実施主体	実施主体
<活動実施>	・参加者、保護者との連絡（活動内容や欠席確認等） ・安全確保の取組 ・ニーズを踏まえた活動の実施 ・体験会の開催		実施主体	実施主体	実施主体